

令和5年(行ニ)第82号 貸金等請求控訴事件

控訴人(附帯被控訴人) 大阪市

被控訴人(附帯控訴人) 松田幹雄

附帯控訴答弁書

令和5年10月13日

大阪高等裁判所 第2民事部5係 御中

附帯被控訴人訴訟代理人 弁護士 山田 陽  
同 林 良 介



第1 附帯控訴の趣旨に対する答弁

- 1 附帯控訴人らの被附帯控訴人大阪市に対する附帯控訴を棄却する
- 2 訴訟費用は一審・二審とも附帯控訴人らの負担とするとの判決を求める。

第2 附帯控訴の理由に対する認否

- 1 「第1の2」について
  - (1) 「(1)」について  
否認ないし争う。  
ここでの原判決の内容は正しい。
  - (2) 「(2)」「(3)」について  
否認ないし争う。

附帯控訴人は縷々主張するが、飯田校長が承認研修を認めていない以上、附帯控訴人が自宅で何をしていたとしても、勤務と認められる余地はない。

(3) 「(4)」について

否認ないし争う。

附帯控訴人は、東京都の話や、令和2年4月における在宅勤務制度に言及するが、本件は、大阪市における令和2年3月の時点が問題となっているのであるから、失当である。

2 「第1の3」について

(1) 「(1)」について

否認ないし争う。

詳細は、控訴理由書記載（特に「第3」）のとおりである。

(2) 「(2)」について

ア 否認ないし争う。

イ 「イ」については、附帯控訴人は縷々主張するが、原審は、「本来の勤務場所における職務専念義務」があることを判示しているのであり、場所的な拘束を有するものである。

ウ 「ウ（ア）」は、既に主張してきたとおり（特に、控訴理由書「第3の2（3）イ」）、当時附帯控訴人が学校に出勤する職務上の必要性はあった（附帯控訴人が甲44号証を提出してきた不合理な主張をおこなっているもので、以下で詳細に論じる。）。

（ア）まず、附帯控訴人は、「実際、附帯控訴人が欠勤扱いされた期間中、附帯控訴人が行っていた職務の内容も校舎内で行わなければならない内容では全くない」などと主張す

るが、これは、附帯控訴人が許可を受けることなく勝手に  
おこなった「不登校生へのかかわり方、およびその中で大  
切にすべきことを実践・実例から明らかにすること」を指  
しているが(附帯控訴状 12 頁)、既に主張してきたとおり、  
●●校長が当該業務を許可したことはない。附帯控訴人も  
認めているとおり、附帯控訴人は、スイスに渡航していた  
ことから自分も新型コロナに感染しているかもしれないと  
自らで判断し(公的機関から診断は出ておらず、出勤を控  
えたほうがよいと話も当然でていなかった。)、学校に出勤  
しないための便法として、自宅で当該業務をおこなったと  
主張しているだけである。

つまり、附帯控訴人は、スイスに渡航する前から、渡航  
後は新型コロナに感染しているかもしれないから自宅で当  
該業務をおこなおうと考えていたわけではないのであって、  
さらに、附帯控訴人は自分の渡航後の年休日数が1日と4  
時間であることを正確に理解していたので、渡航後は学校  
に出勤して業務をおこなう予定であったのである。この業  
務(本来、附帯控訴人がおこなおうと考えていた業務)は、  
上記の附帯控訴人が許可を受けることなく勝手におこなっ  
たもので、業務ではなかったことは明らかである(換言す  
れば、「もともと「不登校生へのかかわり方、およびその中  
で大切にすべきことを実践・実例から明らかにすること」  
という業務を学校でおこなおうとしていたが、自宅でもで  
きるので自宅でおこなったというものではない。」、という  
ことである。)

そうすると、附帯控訴人は、本来おこなうべきであった

学校での業務があったはずであるにも拘らず、出勤しないことによってその業務をおこなわなかったということができる。附帯控訴人は、自分が出勤してまでおこなうべき業務はなかった旨の主張をしているが、仮にそうだとすると、附帯控訴人にはそもそもおこなうべき業務がなかったということになり、附帯控訴人は余剰人員であったということになってしまうが、税金の拠出によって任用されている大阪市の公務員である附帯控訴人が余剰人員であるはずがない。常勤であるにも拘わらず、おこなうべき業務がない、ということとはあり得ないことである。

(イ) そして、附帯控訴人には具体的におこなうべき業務があったことは既に原審から主張してきているとおりである（当審では、特に控訴理由書「第3の2（3）イ」）。

この点、附帯控訴人は、当審において甲44号証を提出しているが、附帯控訴人が指摘する2月5日及び同7日は、甲44号証記載のとおり、「共通研修」として、各学校に配属されている新任教員が教育センターに集まって研修を受けるというだけであり、その後も、新任教員は、各学校において、指導教員から指導を受ける。新任教員にとって、2月初旬以降は、年度末に向けて指導を受けなければならない業務（新任教員にとって初めて経験する業務）が多数残っていることは容易に想像できるところであり、附帯控訴人の主張が事実でないことは明らかである。

附帯控訴人は、本来であれば、指導教員として、早くとも3月下旬まで（新任教員からすれば、終了式が終わって生徒が春休みに入った後で、1年間の振り返り（まとめ）

と次年度の計画を立て、ようやく1年間の業務を終えることができるので、3月下旬にならなければ1年間のまとめと次年度の計画を立てることはできない。この点、甲20号証の1の「指導内容」からしても、3月下旬にならなければ「指導内容」に対する「達成状況」を判断できないことが判る。詳細は後述する。)、新任教員に対して必要な指導・助言をおこない、さらに、他の「指導者」(管理職など。甲20の1。詳細は後述する。)とも協議したうえで、3学期の指導報告書及び調査書(甲20)を作成しなければならなかったのであるが、欠勤したためにこれらの対応ができなかったのである(乙15号証は、控訴人作成による「新任教員研修の手引き 中学校」であるが、指導教員は、大阪市教育委員会から命じられた者として(3頁)、「指導教員を中心とする校内体制」(2頁)を構築し、指導教員以外の教員と連携して新任教員の指導及び助言をおこなわなければならないとされており、指導教員が重要な位置付けであることも判る。))。

ところで、附帯控訴人は、3学期の指導報告書及び調査書の提出期限は令和2年4月6日であり(乙15の27頁)、同月1日に出勤したうえで作成したのであるから問題ない旨を主張してきているが、これらの文書は附帯控訴人だけでは作成できず、当の新任教員だけでなく、指導教員以外の他の「指導者」とも協議したうえでなければ作成できない。

例えば、控訴人は甲20号証の1及び2を提出するが、「3月の欄には、「指導内容」として、「授業に関する指導」「通

知表の作成」「指導要録の意義と内容」「儀式的行事の準備と指導」「1年間の学級運営のまとめと次年度の計画」「自己研修のまとめ」が記載されており、これらを新任教員に対して指導・助言しなければならないのであるが、これらすべてを指導教員だけで指導・助言するのではなく、「指導者」記載の「管」(管理職のこと、校長、及び、教頭である。)、 「指」(指導教員であり、附帯控訴人である。)、 「主」(教務主任分掌の主担者のこと)、 「学」(学年主任のこと)、 「教」(教科主任のこと)が連携して指導をしなければならないのであり、上記の「指導内容」のうち、各員が担当する指導内容には「○」が付されているのであるが、附帯控訴人は、「授業に関する指導」「指導要録の意義と内容」「1年間の学級運営のまとめと次年度の計画」「自己研修のまとめ」を担当していたのであるから、これだけでも、早くても3月下旬にならなければ「校内研修の達成状況」(甲20の2)ができないことが判る(2月初旬の時点で、「1年間の学級運営のまとめと次年度の計画」について指導・助言できるのだろうか。また、2月初旬の時点で、早々と「自己研修のまとめ」をするということなのだろうか。)

また、附帯控訴人は、令和2年4月1日に対応したと主張するのであるが、同年3月12日以降は学校に来ていなかったのであるから、新任教員と協議できたのは同年4月1日しかありえないところ、年度始まりの多忙を極める日にそれをおこなったとは到底考え難い。それだけでなく、附帯控訴人は、これらの文書を作成するうえで、そもそも自分が担当していない指導内容(「通知表の作成」「儀式的行

事の準備と指導」)は他の担当教員に聞かなければならないし、附帯控訴人が担当している指導内容であっても他の指導担当の教員の意見も聞かなければならないのであるから、これらを同年4月1日におこなったとも考え難い。さらに、●●中学校では、4月1日から教頭が替わったのであるが、新たに赴任した教頭が前年度の内容について、しかも赴任したての4月1日にまともに対応できるわけもない。そもそも、新任教員の研修は非常に重要なものであり、新任教員としてもじっくりと指導・助言を受けたいうえで新年度を迎えるべきであることから、新年度を迎えてから1日に対応されるべきものでもそもそもない。

甲20号証の文書は、提出期限自体はたしかに令和2年4月6日にはなっているが、甲20号証の2の文書は「校長総合所見の欄は、年度末(3学期)に記入する」となっていることから、本来は当該年度中に完成させることが前提になっているのであり、ただし、これらの文書を作成するのが3月下旬以降となっており、年度末及び年度始まりは多忙であるから、念のために余裕を持たせた期限設定になっているだけなのである。

よって、附帯控訴人は、2月初旬の時点で新任教員への対応は完了しているなどと主張しており、これが明らかに事実と異なることは上記のとおりであるが、通常の業務として、必ず3月下旬のタイミングで指導教員として対応をしなければならなかったことから、学校に来て当該業務をおこなう必要性があったのである。

なお、附帯控訴人は、勝手に、自宅において、「不登校生

へのかかわり方、およびその中で大切にすべきことを実践・事例から明らかにすること」という業務をおこなったと主張しているところ、控訴人としても、不登校生への対応を軽視するものではないが、自宅から生徒を訪問したり生徒に電話をしたり学校に電話をして教員と連絡を取ることではないのであって、自宅でやれる範疇はそもそも限られていて、謂わば、中途半端に終わる懸念が高く、その程度のことしかできないこと（被控訴人もそれがわかっているからこそ、それまでの不登校生への対応を文書にまとめるという行為に及んだに過ぎない。）と、上記の新任教員への対応、さらに謂えば、新型コロナ下での生徒対応・学業対応（指導方法の検討等を含む）等の検討への対応検討の業務に劣ることは明らかである（原審は新型コロナの情勢も考慮されると判示しているが、それであればここでも十分に考慮されるべきである。新型コロナの情勢下であるからこそ、上記対応のために教員らは奮闘していたのである。原審の考え方は、被控訴人は、民間サービスを提供しているのではなく、公教育を担っている大阪市教育委員会の職員であり、全体の奉仕者として公務に尽くさないといけないという、公務員という特殊な法律関係にある職務を教職員らは負っているということへの発想を、欠いている。）。

エ 「ウ（イ）」についても、結局、附帯控訴人において体調不良等が生じていなかったのであるから、通勤時の3密に言及するのは失当である（ほとんどの教員が電車通勤であり、附帯控訴人の主張によると、誰も出勤できなくなってしまうことになる。）。



オ 「ウ(ウ)」についても、附帯控訴人は自分がスイスから帰国してきたことに言及するが、体調不良等が生じていなかったのであることに加えそもそもスイスジュネーブ州は3月18日の上陸拒否の対象となっていないことから、スイスから帰国してきたという事実は重要ではない。附帯控訴人は、帰国が数日遅れていれば、公共交通機関を使用しないことを要請されていたという仮定の主張を始めるが、帰国が遅れるほど感染のリスクが高まるのであるから、数日の遅れによって結論が変わること自体は合理的であるし、いつの時点から要請するのか(いつを起点にするのか)によって、その前後で取扱いが変わること自体はやむを得ないものである。もちろん、自覚症状があるといった例外事情があればそれを考慮すればよいわけであるが、上記のとおり、附帯控訴人にはそれもなかったのであるから、例外を認めるべき事情もなかった。

カ 「ウ(エ)」についても、感染を拡大させる危険性について、体調不良等が生じていなかった附帯控訴人が他の教職員よりも危険性が高いという具体的危険はなかった(そうである以上、附帯控訴人の主張は単なる妄想の域を出ないし、そこまで言うのであればスイスに行くべきではなかった。)

キ 「ウ(オ)」は、既に控訴理由書で主張したとおり(特に、控訴理由書「第3の2(3)イ」)、出勤が必要な状況が存在した。附帯控訴人は、公立学校の教職員は学校に出勤することは求めている旨を基本的な観点として持っているが、少なくとも、令和2年3月19日から同月31日までの間において、そのような職務慣行はない。ましてや、附帯控訴人は3月17日に帰国し、かつ、症状も出ていない人物である。

ク 「ウ(カ)」は、京都産業大学のケースは令和2年3月28日から問題になった事案であり、いずれにしても附帯控訴人には体調不良等が生じていなかった。

ケ よって、「ウ(キ)(ク)」は、否認ないし争う。附帯控訴人は、自分が「感染しているリスクの蓋然性が高い」と主張するが、単なる妄想の域を出ないし、そこまで言うのであればそもそもスイスに渡航したことは大いに疑問である。

コ 「エ」は、否認ないし争う。附帯控訴人が他社を感染させる危険性は、他の教職員と同じレベルに過ぎなかったと謂わざるを得ない。

サ 「オ」「カ」は、否認ないし争う。

3 「第1の4」について  
争う。

以 上